



2019年11月14日

各 位

会 社 名 株式会社タイセイ
代表者名 代表取締役社長 佐藤 成一
(コード: 3359 東証マザーズ 福証Q-Board)
問合せ先 取締役総務部長 後藤 真二郎
(TEL. 0972-85-0117)

商号の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年12月21日に開催予定の第21期定時株主総会に、商号の変更等を内容とする定款変更議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、1998年12月に創業以来、全国のお菓子屋様・パン屋様を中心に菓子包装資材・鮮度保持剤等の通信販売事業を営んでおります。2006年にはインターネット上に通販サイト「cotta（コッタ）」を開設し、本格的に個人向けの菓子・パン等の製菓材料、包装資材、その他キッチン雑貨等の販売を展開しています。個人客の会員登録は順調に増加しており、現在ではcottaサイトのお客様登録数は40万件（モール購入者、ゲスト購入者、簡易会員登録を除く）を突破しており、着実に「cotta」ブランドがお客様に浸透しつつあります。そのような状況の中で、今後の更なる認知度の向上を計るべく、より積極的に様々なメディアへの展開を考えております。かかる状況の中、当社主力ブランドである「cotta」を当社商号とすることにより、当社のブランドイメージおよび企業イメージの向上を図るものであります。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社 c o t t a （英文名：cotta CO., LTD）

(3) 変更予定日

2020年3月1日（予定）

※本商号変更は、2019年12月21日に開催予定の第21期定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

上記「1. 商号の変更について」記載の商号変更を行うべく現行定款第1条の変更を行うものです。

また、別紙「代表取締役（社長交代）および役員異動に関するお知らせ」に記載の役員異動を行うため、第21条（代表取締役および役付取締役）の変更を行い、取締役会の決議により定めることができる役付取締役として取締役会長職を新設するものであります。

更に、現行定款第13条（招集権者および議長）および定款第22条（取締役会の招集権者および議長）について、代表取締役社長以外の代表取締役も招集権者および議長となることを可能とするよう変更するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社タイセイ</u> と称し、英文では、 <u>TAISEI CO., LTD</u> とする。 <u>第2条～第12条 【省略】</u>	第1章 総 則 (商号) 第1条 当会社は、 <u>株式会社cottta</u> と称し、英文では、 <u>cotta CO., LTD</u> とする。 <u>第2条～第12条 【現行どおり】</u>
第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 <u>第14条～第20条 【省略】</u>	第3章 株主総会 (招集権者および議長) 第13条 株主総会は、 <u>取締役会の決議に基づき代表取締役</u> がこれを招集し、議長となる。 ② <u>代表取締役</u> に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 <u>第14条～第20条 【現行どおり】</u>
第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から <u>取締役社長</u> 、取締役副	第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から <u>取締役会長</u> 、取締役社

<p><u>社長各 1 名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(以下条文記載省略)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定め POSSIBILITY ことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>代表取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p><u>(以下条文記載省略)</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第 1 条 (商号) の変更は、2020 年 3 月 1 日をもって効力を生じるものとする。なお、本附則は、第 1 条の変更の効力発生日経過後これを削除する。</u></p>
---	--

(3) 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2019 年 12 月 21 日（予定）

定款変更の効力発生日 2019 年 12 月 21 日（予定）

※商号変更の効力発生日につきましては、2-（2）定款変更の内容の附則のとおりであります。

以上